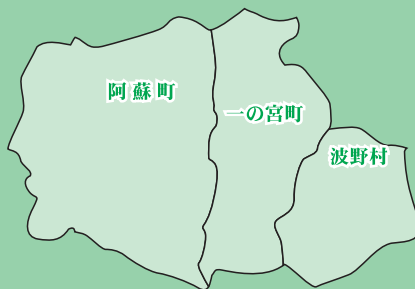


阿蘇中部3町村



合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

合併協議会の状況



1月13日（火）に第3回阿蘇中部3町村合併協議会が、一の宮町就業改善センターで行われました。
河崎会長のあいさつのあと、今回協議事項の9議案が審議され、うち2議案が継続協議となりました。
今回の審議経過及び提案事項については次のとおりです。

第3回協議会 1月13日(火)

場所

一の宮町\就業改善センター

協議事項

○協議第六号 合併の期日について

円滑な行政サービスを行うための電算システムの移行稼働、合併で予定される事務事業又は公的行事との関係、合併までの準備期間、引継ぎの利便性等を考慮し、平成十七年二月十一日(金)(建国記念の日)を前回提案していましたが、原案どおり承認されました。

○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)(継続)

委員から、町内の調整に時間が欲しいということで、継続協議となりました。

○協議第八号 財産及び債務の取扱いについて(基金等)

原案どおり承認されました。なお、委員から今後も債務の減少について、努力をお願いしたいという要望がなされました。

○協議第九号 補助金・交付金等の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

波野村の委員から、村内の調整を行いたいという意見が出され、次回まで継続協議となりました。

○協議第十一号 国民健康保険の取扱いについて(継続)

原案どおり承認されました。

○協議第十二号 行政区の取扱いについて

現在、一の宮町、阿蘇町においては区長制度、波野村においては駐在職員制度をとっていますが、行政区の制度については、一の宮町、阿蘇町の例によるという追加修正を行ったうえで、承認されました。

○協議第十三号 上・下水道事業の取扱いについて(継続)

原案どおり承認されました。

なお、波野村の委員から、水道使用料についての負担の軽減、農業用水への助成継続等について要望が出され、波野村の使用料等については現段階でも3町村の中で高い状況にあり、今後の具体的調整の中で配慮していく旨確認されました。

○協議第十四号 合併前の事務事業に関する申し合わせについて

原案どおり承認されました。

この中で、起債残高の縮減に努めることや、合併までに着手することを予定する起債対象事業(起債発行額七千万円以上)については、あらかじめ情報の提供を行い、町村長会等の了解を得ることにしています。

提案事項

○協議第十五号 農業委員会の

委員の定数及び任期の取扱いについて(継続)

新市に一つの農業委員会を置く。委員の定数は三十名とする。新市において在任特例を適用し、特例後は旧町村の区域による選挙区を設けることなどを提案しています。

○協議第十六号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて(継続)

これまでの協議内容や、他町村及び県内協議会の状況を踏まえ、納税組合については新市においても存続させ奨励金の交付方法等については合併までに調整すること、個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止することで提案しています。



今回の協議において

確認された事項

協議第六号 合併の期日について

合併の期日を平成十七年二月十一日とする。

協議第八号 財産及び債務の取扱いについて（基金等）

(一)有価証券・出資権利については、新市に引き継ぐものとする。

(二)国民健康保険関係基金以外の基金については、平成十四年度決算後の標準財政規模のそれぞれ十五%を持ち寄るものとする。
(三)債務については、新市に引き継ぐものとする。

協議第九号 補助金・交付金等

の取扱いについて

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等を配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図り次のとおり取り扱うものとする。

(一)3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等は、団体の理解と協力を得て統合等の調整を行う。

(二)3町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金、交付金等は、制度の統一化に向けて調整を行う。

(三)町村独自で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等は、制度の経緯、実情を踏まえ新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を行う。

(四)各町村で実施している団体

及び事業に対する補助金、交付金等で合併までに廃止できるものについては、廃止の方で調整を行う。

協議第十一号 国民健康保険の取扱いについて

(一)国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時に統一する。

なお、具体的には平成十七年度から3方式（所得割・均等割・平等割）の採用及び税率の統一を行い、平成十六年度までは旧町村の税率による。

(二)財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、医療費の動向や法改正を考慮し、保険給付費の十五%に相当する額と定め持ち寄る。

(三)国保税の納付については、合併後の納期は十回とし、納税奨励金については町税の取

扱いに準じる。保険証の更新については現行のとおりとし、滞納者の被保険者証の取扱いや、税の減免規則等については合併時に統一する。

なお、国保税確保のため収納率の向上を図る。

(四)国保の給付内容については現行のとおりとする。ただし、国民健康保険法に改正があれば、それに準じる。

(五)高額療養費貸付については、窓口を社会福祉協議会に統一し、貸付限度額等については阿蘇町の例による。

(六)合併後の国保運営協議会のそれぞれを代表する委員の数は三名とし、原則として旧町村よりそれぞれ一名ずつ選出する。

(七)鍼灸等の交付については、阿蘇町の規則を基本として統

一する。

(八)健康づくり事業のうち、合併までに、各種検診・各種教室については継続の方向で検討し、家庭常備薬配付・無受診世帯表彰・イベント助成等については廃止の方向で検討する。

協議第十二号 行政区の取扱いについて

(一)行政区については、現行どおり新市に引き継ぎ、行政区の制度については一の宮町、阿蘇町の例による。
 (二)区長の任期は、二年とする。
 区長の業務内容については、合併までに調整する。
 (三)区の助成金については、新市で調整する。
 (四)区長の報酬は、一の宮町の例により支給する。

協議第十三号 上・下水道事業

の取扱いについて

上水道（簡易水道）事業の取扱い

(一)上水道（簡易水道）の会計については、合併時に統合し企業会計とする。上水道（簡易水道）電算システムについては、合併時に統一する。

(二)水道所管部署を設置し、上水道と簡易水道の係を置く。

(三)上水道（簡易水道）の使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。

(四)加入金については、合併までに調整する。

(五)施設維持については、新市において調整する。

(六)整備計画（水道未普及地区を含む）については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

(七)台帳については、新市にお

いて調整する。資産については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(八)公営の水道以外について、施設整備等の要望があった場合は対応するものとする。なお、その場合は規定の負担金を徴収する。また、公営の水道への加入については、地元の要望があれば受け入れるものとする。なお、その場合は規定の使用料を徴収する。

下水道事業の取扱い

(一)公共下水道の会計システム、加入金、施設維持、服務、財務及び経理については、阿蘇町の例による。

(二)使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。

(三)整備計画については、新市において調整する。継続事業については、新市においても

引き続き実施する。

(四)台帳については、新市において調整する。

(五)資産については、新市に引き継ぐ。

協議第十四号 合併前の事務事業に関する申し合わせ

合併前の事務事業の取扱いについて、別紙のとおり申し合わせる。

平成十六年一月十三日確認



阿蘇中部3町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は前回までの協議会で承認された項目

区 分	番 号	項 目	承 認
基 本 的 事 項	1	合併の方式	○
	2	合併の期日	○
	3	新市の名称	○
	4	新市の事務所の位置	○
	5	財産及び債務の取扱い	継続
合 併 特 例 法 に 規 定 さ れ て い る 協 議 項 目	6	新市建設計画（ビジョン）	○
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	継続
	9	地方税の取扱い	継続
	10	一般職員の身分の取扱い	○
そ の 他 必 要 な 協 議 事 項	11	特別職等の身分の取扱い	○
	12	条例、規則等の取扱	○
	13	事務機構及び組織の取扱い	○
	14	一部事務組合の取扱い	○
	15	使用料、手数料等の取扱い	○
	16	公共的団体等の取扱い	○
	17	補助金・交付金等の取扱い	○
	18	町・村・字名の取扱い	継続
	19	慣行の取扱い	○
	20	国民健康保険の取扱い	○
	21	介護保険の取扱い	○
	22	消防団の取扱い	○
	23	行政区の取扱い	○
	24	姉妹都市の取扱い	○
	25	国際交流事業の取扱い	○
	26	電算システム事業の取扱い	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○
	28	防災関係事業の取扱い	○
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	○
	30	保健衛生関係事業の取扱い	○
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○
	32	障害者福祉事業の取扱い	○
	33	高齢者福祉事業の取扱い	○
	34	児童福祉事業の取扱い	○
	35	保育事業の取扱い	○
	36	その他の福祉事業の取扱い	○
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い	○
	38	環境対策事業の取扱い	○
	39	農林水産関係事業の取扱い	○
	40	商工観光関係事業の取扱い	○
	41	建設関係事業の取扱い	○
	42	上・下水道事業の取扱い	○
	43	学校教育関係の取扱い	○
	44	社会教育関係の取扱い	○
	45	その他の事業の取扱い	

次回協議会の開催日

第四回合併協議会は、二月十日(火)午後一時三十分から一の宮町就業改善センターで開催いたします。

※協議会の開催日及び開催時間は、毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としています。

なお、第五回以降の協議会開催予定は基本的には次のような計画を持っておりませんが、会場等については、今後の合併協議会だより、または町村役場、合併協議会事務局等にご確認ください。

回数	開催予定日	場所
第5回	16年3月9日	一の宮町
第6回	16年4月13日	阿蘇町

協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。

ただし、傍聴席の数には限りがありますから、傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただく場合があります。

協議会の会議資料は

閲覧することができます

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。

また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。詳しくは事務局にお尋ねください。

ホームページで情報を公開しています

協議会の開催状況や合併に関する情報を提供しておりますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

編集後記

一月十三日、第3回の阿蘇中部3町村合併協議会が開催されました。この日はあいにくの悪天候で、厳しい寒さに加えて吹雪の日となりました。

道路状況の悪い中ではありましたが、定刻どおりに開催。

暖冬だといわれたこの冬も、ここに来て久方ぶりの降雪となり、阿蘇山も外輪山もうっすらと真っ白の冬化粧、来る春に備えての大自然の準備工程の日でありました。

合併協議会も、合併という大きな課題に調整問題も大きく、3町村の調整に、新市誕生に向かって生みの苦しみの協議を重ねております。

住民の方のいろいろなご意見の間こえる中、町村長も、協議会委員も、ご意見を反映すべく頑張っております。

合併の是非については、いろんな考えがあると思います。現状と、将来を見据えて判断し、調整していかねばならないと思います。

今後も、更に真剣な討議・調整を行って参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。